

師崎港観光センター周辺整備運営事業 事業契約書（案）（令和5年3月●日）

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
	共通				「サービス購入料」、「サービス購入費」	【「サービス対価」にすべて変更】
1	第1章		第2条	1	(2)「利用料金」とは、 <del>本施設の利用者から徴収する公の施設の利用に係る料金</del> をいう。	(2)「利用料金」とは、 <u>観光センター運営業務における施設利用者利便機能運営業務及び新駐車場運営業務におけるカーシェアリング運営業務から得られる収入をいい、事業者の収入とするもの</u> をいう。
1	第1章		第2条	1	(4)「構成員」とは、事業者のうち、 <del>S P C者である事業者</del> に出資している企業をいう。	(4)「構成員」とは、事業者のうち、S P Cに出資している企業をいう。
1	第1章		第2条	1	(5)「協力企業」とは、事業者のうち、 <del>S P Cである事業者</del> に出資せず、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。	(5)「協力企業」とは、事業者のうち、S P Cに出資せず、 <u>S P C</u> 事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
2	第1章		第2条	1	(23)「入札説明書等」とは、町が令和5年1月6日付で公表した師崎港観光センター周辺整備運営事業入札説明書 <del>及びその添付資料並びにその質問回答（この契約、基本協定書、要求水準書及びそれらに関する質問回答を除く。）</del> をいう。	(23)「入札説明書等」とは、町が令和5年1月6日付で公表した師崎港観光センター周辺整備運営事業入札説明書等 <del>（入札説明書、要求水準書及びそれらに関する質問回答を含む。）</del> をいう。
2	第1章		第2条	1	(24)「要求水準書」とは、師崎港観光センター周辺整備運営事業要求水準書（ <del>それらの</del> 修正及び質問回答、並びにこの契約に従って若しくは町と事業者の合意により行われた変更を含む。）をいう。	(24)「要求水準書」とは、師崎港観光センター周辺整備運営事業要求水準書（修正及び質問回答、並びにこの契約に従って若しくは町と事業者の合意により行われた変更を含む。）をいう。
2	第1章		第2条	1	(29)「この契約等」とは、この契約、基本協定書、要求水準書、及びそれらに関する質問回答、並びに提案書類 <del>及び基本計画</del> を総称していう。	(29)「この契約等」とは、この契約、基本協定書、要求水準書、及びそれらに関する質問回答、並びに提案書類を総称していう。
2	第1章		第2条	1	—	<u>(30)「事業用地」とは、南知多町大字師崎字明神山7番、8番、10番、11番をいう。</u>
3	第1章		第4条	1	本事業の事業日程は、次のとおりとする。 設計・建設期間 事業契約締結日～令和7年10月末日 公共施設の引渡し日 新駐車場：令和●年●月●日	本事業の事業日程は、次のとおりとする。 設計・建設期間 事業契約締結日～令和7年10月末日 公共施設の引渡し日 新駐車場：令和●年●月●日

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
					<p>観光センター：令和7年10月末日            供用開始日 新駐車場：令和●年●月●日            観光センター：令和8年1月1日            運営・維持管理期間 新駐車場：供用開始日～令和27年12月末日            観光センター：供用開始日～令和27年12月末日            既存立体駐車場：令和6年4月1日～令和27年12月末日</p>	<p>観光センター：令和7年10月末日  <u>開業準備期間（観光センター）</u>  <u>引渡し日～令和7年12月末日</u>            供用開始日 新駐車場：令和●年●月●日            観光センター：令和8年1月1日            運営・維持管理期間 新駐車場：供用開始日～令和27年12月末日            観光センター：供用開始日～令和27年12月末日            既存立体駐車場：令和6年4月1日～令和27年12月末日</p>
5	第1章		第11条	1	<p>事業者は、この契約の締結と同時に、この契約の期間中、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、本項5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は設計業務企業、建設企業若しくは工事監理企業をして <u>別途定める</u> 履行保証保険契約を締結せしめた後、町を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を町に提出しなければならない。事業者、設計業務企業、建設企業又は工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、この契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を町のために設定しなければならない。</p>	<p>事業者は、この契約の締結と同時に、この契約の <u>施設整備</u> 期間中、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、本項5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は設計業務企業、建設企業若しくは工事監理企業をして履行保証保険契約を締結せしめた後、町を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を町に提出しなければならない。事業者、設計業務企業、建設企業又は工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、この契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を町のために設定しなければならない。</p>
	第1章		第15条		( <u>許認可</u> 等の手続)	( <u>各種申請</u> 等の手続)
7	第1章		第15条	1	<p>この契約に基づく義務を履行するために必要となる <u>許認可</u> は、事業者がその責任及び費用負担において取得し、有効に維持する。また、事業者がこの契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、事業者の責任及び費用負担において作成し、町に提出する。町が <u>許認可</u></p>	<p>この契約に基づく義務を履行するために必要となる <u>各種申請等</u> は、事業者がその責任及び費用負担において取得し、有効に維持する。また、事業者がこの契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、事業者の責任及び費用負担において作成し、町に提出する。町が <u>申</u></p>

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
					を <u>取得</u> し、又は届出をする必要がある場合には、町がこれを行うものとし、そのために事業者に対し協力を求めた場合には、事業者はこれに応ずる。	<u>請し</u> 、又は届出をする必要がある場合には、町がこれを行うものとし、そのために事業者に対し協力を求めた場合には、事業者はこれに応ずる。
7	第1章		第15条	2	事業者は、前項の <u>許認可</u> の申請又は届出を行ったときは、町に対し速やかに報告を行い、町からの要求に応じ、当該 <u>許認可</u> を <u>取得</u> 又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを町に提出する。	事業者は、前項の申請又は届出を行ったときは、町に対し速やかに報告を行い、町からの要求に応じ、当該 <u>申請等</u> の取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを町に提出する。
7	第1章		第15条	3	町は、第1項の <u>許認可</u> の申請又は届出について、事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力を行う。	町は、第1項の申請又は届出について、事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力を行う。
7	第1章		第15条	(旧4)	<del>町は、第1項の<u>許認可</u>の申請又は届出について、事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力を行う。</del>	<b>【重複のため削除】</b> ※以降1つずつ項目の数字繰り上げ
7	第1章		第15条	4	事業者は、自らの <u>許認可</u> の申請又は届出の遅延により本業務の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合には、第10章又は第11章に従う。	事業者は、自らの申請又は届出の遅延により本業務の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合には、第10章又は第11章に従う。
7	第1章		第15条	5	町は、自らの <u>許認可</u> の申請又は届出の遅延（第4条第2項に基づき事前に事業日程の見直しを行ったものを除く。）により事業者の本業務の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合には、第10章又は第11章に従う。	町は、自らの申請又は届出の遅延（第4条第2項に基づき事前に事業日程の見直しを行ったものを除く。）により事業者の本業務の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合には、第10章又は第11章に従う。
7	第1章		第15条	6	本業務を遂行する構成員又は協力企業及びこれらの者から委託を受けた者並びにこれらの使用人が、本業務の遂行に当たって申請又は届出をする <u>べき許認可がある</u> 場合、事業者は、かかる申請又は届出が行われたとき	本業務を遂行する構成員又は協力企業及びこれらの者から委託を受けた者並びにこれらの使用人が、本業務の遂行に当たって申請又は届出をする場合、事業者は、かかる申請又は届出が行われたときに、町に対し速やか

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
					に、町に対し速やかに報告を行い、町からの要求に応じ、当該 <u>許認可</u> を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを町に提出する	に報告を行い、町からの要求に応じ、当該 <u>申請等</u> の取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを町に提出する
10	第3章		第21条		—	<u>(設計に伴う各種調査)</u> <u>第21条 事業者は、必要に応じて、事業用地における地質調査、測量その他の関係する調査を実施するものとする。</u> <u>2 事業者は、事前に町への書面による承諾を得た上で、調査業務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。</u> <u>3 事業者は、前項の規定に基づく委託を行う場合には、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを速やかに町に提出しなければならない。</u> <u>4 事業者は、本条第2項の規定に基づく委託に係る受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。</u> <u>5 事業者は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任を負わなければならない。</u> <u>6 事業者の調査の誤り又は過失に起因して町又は事業者が生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。</u>
11	第3章		第22条		第3章第21条 から 第6章第52条 まで	【第3章第21条（設計に伴う各種調査）の追加に伴い、小項目を1つずつ繰り下げ】
13	第4章	第2節	第30条	1	第 <del>33</del> 条第5項、又は前条第1項、第2項若しくは第4項に規定する引渡予定日の変更については、町と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、町が引渡予定日の変更について定め、事業者に通知する。	第 <del>33</del> 条第5項、又は前条第1項、第2項若しくは第4項に規定する引渡予定日の変更については、町と事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、町が引渡予定日の変更について定め、事業者に通知する。

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
17	第4章	第4節	第39条	3	町は、第1項の完了検査に立会うことができる。ただし、事業者は、町が立会いを行ったことをもって施設整備業務に係る責任（第4342条に規定する修補及び損害賠償等の義務を含む。次条第5項において同じ。）を軽減又は免除されるものではない。	町は、第1項の完了検査に立会うことができる。ただし、事業者は、町が立会いを行ったことをもって施設整備業務に係る責任（第43条に規定する修補及び損害賠償等の義務を含む。次条第5項において同じ。）を軽減又は免除されるものではない。
19	第4章	第4節	第42条	4	町は、本施設について第40条第1項の引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から[2]年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス購入費の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。	町は、本施設について第41条第1項の引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から[2]年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
19	第4章	第4節	第42条	10	民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない	民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない
20	第5章		第44条	1	事業者は、第4039条第5項に基づく施設完成確認書の受領後、事業者、構成員又は協力企業による運営・維持管理業務のための体制が整備され、この契約等を満たすことができることを確認した場合は、町に報告するものとする。	事業者は、第40条第5項に基づく施設完成確認書の受領後、事業者、構成員又は協力企業による運営・維持管理業務のための体制が整備され、この契約等を満たすことができることを確認した場合は、町に報告するものとする。
21	第6章		第49条	3	事業者は、本施設を第51条に定める管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得たときは、この限りでない。	事業者は、本施設を第52条に定める管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得たときは、この限りでない。
22	第6章				<del>（保険の付保） 第53条 事業者は、期間中、運営・維持管理業務を行う上で想定される損害を填補するため別紙3に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。 2 事業者は、運営・維持管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせたときは、当該第三者を前項の保険に加入させることができる。</del>	<b>【削除】</b>

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
					<del>3 事業者は、前2項の規定により保険に加入し、または加入させたときは、速やかにこれを証する書面を町に提示しなければならない。</del>	
22	第6章		第57条	1	事業者は、供用開始日の <del>180</del> 日前までに要求水準書、 <del>基本計画</del> 及び提案書類に基づき、町と協議の上、運営・維持管理業務に係る <del>業務計画書及び実施計画書</del> （以下「 <del>基本計画</del> 」という。）を作成し、町に提出して確認を受けなければならない。	事業者は、供用開始日の <u>60</u> 日前までに要求水準書及び提案書類に基づき、町と協議の上、運営・維持管理業務に係る <u>業務水準書</u> を作成し、町に提出して確認を受けなければならない。
22	第6章		第57条	2	事業者は、各年度の運営・維持管理業務の開始までに、 <del>要求水準書、基本計画、第1項の基本計画及び提案書類に基づき、</del> 町と協議の上、各年度の運営・維持管理業務に係る <del>年度実施計画</del> を作成し、町に提出して、書面による確認を受けなければならない。	事業者は、各年度の運営・維持管理業務の開始 <u>60日前</u> までに、町と協議の上、各年度の運営・維持管理業務に係る <u>年度業務計画書</u> を作成し、町に提出して、書面による確認を受けなければならない。
22	第6章		第57条	3	事業者は、町の事前の承諾を得た場合を除き、町が確認した業務水準書業務計画及び <del>年度実施計画</del> を変更することができないものとする。	事業者は、町の事前の承諾を得た場合を除き、町が確認した業務水準書業務計画及び <u>年度業務計画書</u> を変更することができないものとする。
23	第6章		第57条	5	事業者は、町の確認を受けた <del>業務計画及び年度実施計画</del> （以下「 <del>業務計画書</del> 」という。）に従い、運営・維持管理業務を実施するものとする。ただし、事業者は、常に業務計画書に従って業務を実施したことのみをもって、運営・維持管理業務の不具合その他の要求水準書の未達の責任を免れることはできない。	事業者は、町の確認を受けた <u>業務水準書及び年度業務計画書年度実施計画</u> （以下「 <u>業務計画書</u> 」という。）に従い、運営・維持管理業務を実施するものとする。ただし、事業者は、常に業務計画書に従って業務を実施したことのみをもって、運営・維持管理業務の不具合その他の要求水準書の未達の責任を免れることはできない。
23	第6章		第59条	1	事業者は、運営・維持管理業務に関する日報、 <del>月報、四半期報</del> および <del>年度総括報</del> （以下「 <del>業務報告書</del> 」という。）を作成し、 <del>月報、四半期報</del> および <del>年度総括報</del> については要求水準書に従い町に提出する。	事業者は、運営・維持管理業務に関する日報、 <u>月次報告書、四半期報告書</u> および <u>年度報告書</u> （以下「 <u>業務報告書</u> 」という。）を作成し、 <u>月次報告書、四半期報告書</u> および <u>年度報告書</u> については要求水準書に従い町に提出する。
23	第6章		第59条	2	事業者は、前項の業務報告書のうち、 <del>月報、四半期報</del>	事業者は、前項の業務報告書のうち、 <u>月次報告書、四</u>

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
					および <del>年度総括報</del> は、維持管理期間の終了時まで保管する。	<u>半期報告書</u> および <u>年度報告書</u> は、維持管理期間の終了時まで保管する。
23	第6章		第59条	3	町は、 <del>年度総括報</del> の提出があったときは、その内容を公表できるものとする。	町は、 <u>年度報告書</u> の提出があったときは、その内容を公表できるものとする。
28	第6章	第2節	第79条	4	本施設の設計または施工の瑕疵が、第 <del>41</del> 条第4項の請求期間の経過後に明らかになったときは、当該瑕疵の補修等の対応は町の費用負担により実施する。	本施設の設計または施工の瑕疵が、第 <u>42</u> 条第4項の請求期間の経過後に明らかになったときは、当該瑕疵の補修等の対応は町の費用負担により実施する。
37	第9章		第102条	2	<del>町は、前項の損害額を、分割又は一括で支払うことができ、この契約の解除の日から支払日までの期間の利息は付さない。</del>	<u>町は事業者に対し、本施設の出来形部分に相応する工事費相当額を、町の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。</u>
37	第9章		第103条	2	<del>町は、前項の損害額を分割又は一括で支払うことができ、この契約の解除の日から支払日までの期間の利息は付さない。</del>	<u>町は、サービス対価（施設整備）の残額ならびに既履行分のサービス対価（開業準備業務）及びサービス対価（維持管理・運營業務）の残額の合計額を、町の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。</u>
38	第10章		第106条	1	法令等の変更により、 <del>事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合、当該増加費用及び損害は、事業者がすべて負担する。</del>	法令等の変更により、 <u>事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合には町がこれを負担し、それ以外の法令の変更については事業者が全てこれを負担する。</u> <u>（1） 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の変更</u> <u>（2） 消費税又はその他これに類似する税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）</u>
38	第10章		第106条	2	法令等の変更により、事業者が本事業を継続できなくなった場合には、町と事業者との間でその対応につき協議する。当該協議にもかかわらず、法令等の変更が発生した日から90日以内に合意が得られない場合には、町は、 <del>不可抗力</del> の対応方法を事業者に通知し、事業者はこ	法令等の変更により、事業者が本事業を継続できなくなった場合には、町と事業者との間でその対応につき協議する。当該協議にもかかわらず、法令等の変更が発生した日から90日以内に合意が得られない場合には、町は、 <u>法令の変更</u> の対応方法を事業者に通知し、事業者は

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
					れに従う。	これに従う。
39	第11章		第108条	1	<del>不可抗力により、事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合、当該増加費用及び損害は、事業者がすべて負担する。</del>	<u>事業契約期間中に不可抗力が生じ、損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、サービス対価の合計金額相当額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については、町が負担する。但し、不可抗力により独立採算事業に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合は、当該損害、損失及び費用はすべて事業者が負担する。</u>

●別紙2 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
2	3	(1)			事業者は、 <del>運営・維持管理に関する基本協定締結後、</del> 対象施設の供用開始日の60日前までに、以下の項目の詳細について町と協議し、「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、町の承諾を得ること。	事業者は、対象施設の供用開始日の60日前までに、以下の項目の詳細について町と協議し、「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、町の承諾を得ること。
2	3	(2)	①	イ	イ 業務計画書の提出 事業者は、 <del>仕様書を踏まえ、</del> 事業年度毎に、運営業務及び維持管理業務を実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、当該事業年度の業務開始前60日前までに町に提出すること。町はその内容について確認し、承諾を行う。	イ <u>年度</u> 業務計画書の提出 事業者は、事業年度毎に、運営業務及び維持管理業務を実施するために必要な事項を記載した <u>年度</u> 業務計画書を作成し、当該事業年度の業務開始前60日前までに町に提出すること。町はその内容について確認し、承諾を行う。
2	3	(2)	①	オ	オ 月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の提出 事業者は、町が定期モニタリングを行うための月報(毎月)を当該月の翌月の10日までに、四半期報告書を当該四半期の翌月末までに、年 <del>次</del> 報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに町へ提出すること。町は各業務の遂行状況を確認・評価する。	オ 月報、四半期報告書及び年 <u>度</u> 報告書の提出 事業者は、町が定期モニタリングを行うための月報(毎月)を当該月の翌月の10日までに、四半期報告書を当該四半期の翌月末までに、年 <u>度</u> 報告書を当該年度の翌年度の4月末日までに町へ提出すること。町は各業務の遂行状況を確認・評価する。
2	3	(2)	②	ア	(ア) 町は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び	(ア) 町は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新																		
					年 <del>次</del> 報告書に基づき、定期モニタリングを行う。	年 <del>次</del> 報告書に基づき、定期モニタリングを行う。																		
2	3	(2)	②	ア	(イ) 町は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、予め協議のうえ定めたモニタリング項目に従い、各業務の遂行状況を確認・評価する。	(イ) 町は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、予め協議のうえ定めたモニタリング項目に従い、各業務の遂行状況を確認・評価する。																		
3	3	(2)	②	イ	(イ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業者</th> <th>町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期モニタリング</td> <td>①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年<del>次</del>報告書を作成・提出</td> <td>月報、四半期報告書及び年<del>次</del>報告書の確認、業務水準の評価</td> </tr> <tr> <td>随時モニタリング</td> <td>—</td> <td>必要に応じて随時、不定期に、直接確認</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業者	町	定期モニタリング	①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の確認、業務水準の評価	随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認	(イ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業者</th> <th>町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期モニタリング</td> <td>①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年<del>次</del>報告書を作成・提出</td> <td>月報、四半期報告書及び年<del>次</del>報告書の確認、業務水準の評価</td> </tr> <tr> <td>随時モニタリング</td> <td>—</td> <td>必要に応じて随時、不定期に、直接確認</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業者	町	定期モニタリング	①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の確認、業務水準の評価	随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認
項目	事業者	町																						
定期モニタリング	①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の確認、業務水準の評価																						
随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認																						
項目	事業者	町																						
定期モニタリング	①モニタリング実施計画に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年 <del>次</del> 報告書の確認、業務水準の評価																						
随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認																						
4	4		⑤		町は、次のいずれかに該当する場合は、本事業契約 <del>運営・維持管理に関する基本協定</del> を解除することができる。	町は、次のいずれかに該当する場合は、 <u>本事業契約</u> を解除することができる。																		

●別紙3 事業者等が付保する保険等

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
1					別紙3 事業者等が付保する保険等(第23条、第38条、 <del>第53条</del> 関係)	別紙3 事業者等が付保する保険等(第24条、第39条関係)
1					事業者は、本施設の建設、 <del>開業準備期間中、維持管理及び運営業務</del> の期間中、以下に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人、 <del>維持管理及び運営業務の受託者</del> に加入させなければならない。	事業者は、本施設の建設の期間中、以下に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人に加入させなければならない。
1					—	<u>開業準備期間、維持管理、運営期間中の保険の付保は、町において、一般社団法人全国自治協会の建物災害事業に加入する。</u>

●様式1 目的物引渡書

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
1					師崎港観光センター周辺整備運営事業 事業契約書第 <del>30</del> 条第 2 項及び第 <del>40</del> 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり施設及び施設内の設備・備品を引渡します。	師崎港観光センター周辺整備運営事業 事業契約書第 <u>31</u> 条第 2 項及び第 <u>41</u> 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり施設及び施設内の設備・備品を引渡します。

●様式2 保証書の様式

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
1	第1条				保証人は、事業契約第 <del>41</del> 条に基づく事業者の南知多町に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。	保証人は、事業契約第 <u>42</u> 条に基づく事業者の南知多町に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。